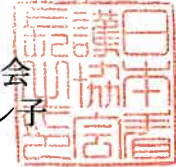


令和2年4月16日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

厚生労働省保険局長  
濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



## 新型コロナウイルス感染症患者への医療提供における 診療報酬に関する要望書

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）管理を要する新型コロナウイルス感染症の重症患者が増加している。重症患者に対して必要な感染予防策を講じた上で医療を提供するためには、より一層手厚い看護職員配置をはじめとする医療資源の確保が不可欠である。適切な治療の継続と、医療従事者の安全確保に必要な体制整備のための診療報酬上の特例的な対応として、以下のとおり要望する。

記

### 1. 特定集中治療室等における重症患者への医療提供に対する加算等の創設

新型コロナウイルス感染症重症患者への医療提供には、人工呼吸器装着患者1名に対して看護職員1名以上、ECMO装着患者1名に対して看護職員2名以上の配置が必要であり、現行の施設基準以上の看護職員を配置し対応している。また、重症患者の対応に係る看護職員を確保するため、一部の病棟を閉鎖する、または新たな看護職員を雇用する等の対応が医療機関で行われ、経済的負担が生じている。このような現状を鑑み、人工呼吸器やECMO管理を要する新型コロナウイルス感染症重症患者への医療提供に対する特例的な対応として、新たな加算等の創設を要望する。

## **2. 重症患者に対する特定集中治療室管理料等の算定期間の延長**

新型コロナウイルス感染症重症患者への治療は長期間にわたることが知られており、現行の特定集中治療室管理料や救命救急入院料の算定可能期間である14日を超えて、上述した手厚い看護職員配置をはじめ多くの医療資源の投入を継続して行っている現状がある。人工呼吸器とECMO管理を要する新型コロナウイルス感染症重症患者への医療提供に対する現場に即した柔軟な対応として、特定集中治療室管理料や救命救急入院料の算定期間の延長を要望する。

## **3. 特定集中治療室管理料等を算定する治療室以外での重症患者対応への評価**

特定集中治療室管理料や救命救急入院料を算定する治療室で本来治療すべき重症患者（新型コロナウイルス感染症以外の術後患者等を含む）を、治療室のベッドに空きがない、あるいは感染対策上の理由で、ハイケアユニットや一般病棟等において治療せざるを得ない状況が生じており、現在看護職員の加配をはじめ必要な医療提供体制を整え対応している。そのため、本来入室すべき治療室以外において重症患者の対応を行った場合には、本来入室すべき治療室での入院料と同等の点数を算定可能にすることを要望する。

以上